

海外療養費について（国民健康保険）

1. 海外療養費とは

国保加入者が、短期間の海外旅行や滞在等をしている間に、急病等によりやむを得ず海外の医療機関において診療を受けた場合、帰国後に申請し、審査により、かかった費用の一部が支給されるものです。

2. 海外療養費の支給対象とならないケース

- ①旅行や滞在等が1年程度継続している場合（ただし、学生留学等当該期間を超える特別な理由がある場合を除く。）
- ②海外に居住していると認める場合
- ③治療目的で滞在等している場合（ただし、透析やインスリン治療等常時加療が必要とされる場合を除く。）
- ④美容整形及び歯科矯正等、日本国内でも保険が適用されていない治療を受けた場合
- ⑤交通事故等の第三者行為又は不法行為による病気や怪我等であって、日本国内でも保険が適用されない場合
- ⑥海外の公的機関の保険に加入し、対象となる診療に対して当該保険から給付を受ける場合

3. 申請の受付窓口

松山市役所 国保・年金課 給付担当のみ での受付となります。

松山市二番町四丁目7番地2 庁舎別館3階 ⑤番窓口 電話：089-948-6355

※原則、各支所等では受け付けできませんが、身体の不自由等の理由がある場合には各支所等でも対応いたしますので、まずは国保・年金課に御連絡ください。

4. 申請に必要なもの

申請する際には、以下のものが必要です。

なお、申請の際、渡航目的や居住実態、代理申請の場合にはその理由等をお聴きする場合があります。

- ①国民健康保険被保険者証
- ②通帳等の振込先の分かるもの
- ③海外の医療機関が記入する診療内容明細書、領収明細書（本庁、各支所等に御用意しております。）
※医科等（歯科以外）の場合：様式A及びB、歯科の場合：様式B及びC
- ④海外の医療機関が発行する領収書
③及び④が外国語で記載の場合は、翻訳者の住所及び氏名を当該翻訳者が記載した日本語の翻訳文も必要です。
- ⑤渡航履歴の分かる旅券（パスポート）
※ただし、自動化ゲートにて出入国した場合は出入国したことが分かるスタンプ又は出入国した日が分かる航空券の半券等が必要
- ⑥調査に関わる同意書
※平成28年度から、申請内容について、海外の医療機関等へ照会を行うことについての同意書が必要です。
- ⑦複数月分まとめて申請する場合は、その理由を記載した書類

うら面もご覧ください。

5. 必要書類の入手方法

本庁（国保・年金課、福祉届出コーナー）及び各支所等に御用意しておりますので、海外旅行先での万が一に備え、事前に入手されることをお勧めします。

6. 支給額の計算方法

日本国内の医療機関等で同じ傷病をした場合に係る総医療費を【標準額】として、その標準額と実際に海外の医療機関に支払った実費額（日本円に換算した額）とを比較し、少ない方の額から自己負担相当額を差し引いた額が海外療養費として支給されます。

「参考」 ※自己負担割合が3割の方の場合

支給額

例1：実費額（海外で支払った金額） > 【標準額】 ⇨ 【標準額】 - 〔自己負担相当額（3割）〕

例2：実費額（海外で支払った金額） < 【標準額】 ⇨ 【実費額】 - 〔自己負担相当額（3割）〕

※実費額は、支給決定を行う日の中値を基に円に換算し、支給額を計算します。

※標準額より実費額の方が高い場合は、支給額が大幅に少なくなる場合があります。

7. 留意事項

- ①海外での受診日の翌日から起算して2年が経過した場合は、消滅時効の到来により海外療養費の請求権が消滅し、海外療養費の申請ができなくなります。
- ②診療内容明細書は日本国内における診療報酬明細書と同様の扱いとなるため、診療月、受診者、入院・外来、医科・歯科及び医療機関ごとに1枚ずつ添付してください（申請書も1枚ずつ必要です。）。
- ③申請受付後に必要書類の不備等があり申請者がその修正や書類提出に応じない場合には、当該申請を取り下げる場合があります。
- ④海外への直接送金はできないため、振込先は日本国内の金融機関を指定してください。
- ⑤海外への渡航に際し日本国内の任意保険に加入し、給付を受けた場合であっても海外療養費を申請することは可能です。
- ⑥海外療養費の給付を受けた方が、虚偽の申請その他不正の行為によることが明らかになった場合には、既に支給された額を返還していただくことがあります。

その他不明な点は、お問い合わせください。

松山市 国保・年金課 給付担当

電話：089-948-6355

6361

6362